

横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）

制 定 平成18年8月31日

最近改定 令和元年5月1日

（趣旨）

第1条 本運用基準は、物品・委託等の契約（以下「物品・委託等」という。）に係る競争入札において、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規定（平成20年3月水道局規定第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規程により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。以下同じ。）第2条第4号に規定する電子入札案件に関する取扱いとして、横浜市物品・委託等競争入札参加者要領（以下「入札参加者要領」という。）等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 規則第2条第3号に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札案件 規則第2条第4号に規定する電子入札案件をいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムによる、入札参加の申込や入札（見積）書の提出をいう。
- (4) 紙入札 紙による入札参加の申込や入札（見積）書の提出をいう。
- (5) 電子入札対象案件 物品・委託等のうち、公告又は指名通知等において電子入札案件である旨を明示したものをいう。
- (6) ICカード 財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが提供する電子入札コアシステムに対応した認証局が発行した電子証明書を格納したICカード、及び商業登記認証局（電子認証登記所）の発行する電子証明書を格納したICカードをいう。

【注記】 電子証明書とは、情報の発信者が真に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用されるものである。

（電子入札システムの利用）

第3条 電子入札システムを利用する者は、規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、ICカードを取得しなければならない。

（ICカードの名義人）

第4条 ICカードの名義人（商号又は名称を含む。以下同じ。）は、有資格者名簿における代表者又は受任者でなければならない。代表者又は受任者以外の名義人で行なった入札は、無効とする。

2 名義人の変更等の事由が発生した場合、ICカードの発行元へ速やかにICカードの失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続をとるものとする。

3 失効した I Cカードでの電子入札は認めないものとする。

【注記】

- 1 入札書提出前に I Cカードが失効（第7条注記1に該当する場合を除く）した場合、再取得するまでは入札に参加することができないこととなるため、電子入札にあたっては、有効期間が十分に残っている I Cカードを用意すること。
- 2 入札書を提出してから開札日までの間に I Cカードが失効した場合、当該入札は無効とする。ただし、本市の都合により開札が延期された場合はこの限りではない。

（利用者登録）

第5条 電子入札案件に参加しようとする者は、I Cカードを取得後（再取得を含む。）、電子入札システムの利用者登録を行わなければならない。この場合、利用者登録の名義は代表者又は受任者のいずれかとし、登録する I Cカードは1枚とする。

【注記】 同じ名義人で複数枚 I Cカードを取得することはできるが、利用者登録は1枚に限られるので、直前に登録した I Cカード情報のみが有効となる。

（I Cカードを不正使用等した場合の措置）

第6条 市長、水道事業管理者及び交通事業管理者は、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について、入札参加者が I Cカードを不正に使用等した場合、指名停止等の措置のほか状況に応じて次の措置をとることができるものとする。

- (1) 落札決定までに不正使用等が判明した場合 当該案件の入札参加資格の取消（当該入札参加者の入札については無効）
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合 落札決定の取消
- (3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合 契約解除

【注記】 I Cカード不正使用等の例示

他人の I Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合

（電子入札案件における紙入札）

第7条 紛失、破損、盗難又は名義人の変更により I Cカードを再取得手続中の者、及び、インターネット環境等の障害により電子入札を行うことができない者など、やむを得ない理由により電子入札システムの利用ができず、紙入札を希望する者は、契約事務受任者（横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）により市長の委任を受けて契約を締結するものをいう。以下同じ。（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。以下同じ。））に「横浜市電子入札案件における紙入札届出書（第1号様式。以下「紙入札参加届出書」という。）」を提出しなければならない。

- 2 前項の紙入札参加届出書において、やむを得ない事情があると認められない場合は、紙入札を認めないこととする。
- 3 一般競争入札（政府調達協定対象案件）においては、前2項の規定にかかわらず、紙

入札を希望する者は、契約事務受任者に紙入札参加届出書を提出することにより、紙入札を行うことができる。

- 4 当該入札の契約事務担当課に紙入札参加届出書を提出した場合、以降の手続は紙により行なうこととし、すでに本市が電子入札システムにより送受信済みの書類は有効とする。また、当該届出書提出後の電子入札への変更は認めないものとする。
- 5 電子入札案件の手続開始後、本市の都合（電子入札システムの障害等）により紙入札に変更する場合は、必要に応じて、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」において公表するものとする。
- 6 紙入札により参加する場合、入札（見積）書の提出締切日時及び提出場所は、電子入札案件における入札書の提出締切日時までに、当該入札の契約事務担当課に持参することとする。

なお、紙入札参加届出書の提出方法及び提出場所も当該入札の契約事務担当課に持参することとし、提出締切日時は開札日の前日の開庁日の午後5時とする。

- 7 一般競争入札（政府調達協定対象案件）において入札を行う場合は、前6項の規定にかかわらず、公告等に定めることとする。
- 8 紙入札の場合、入札参加者要領第40条第2項の規定にかかわらず、入札参加者要領第10条第2項及び第5項、第11条第2項、第13条、第14条、第17条並びに第18条第2号、第7号、第8号及び第11号の規定を適用するものとする。

【注記】

1 紙入札による参加は例外であり、ICカードの紛失・破損・盗難・名義人の変更の場合でも、速やかに再取得の手続を行い、なるべく電子入札を行うようにすること。（破損には、ICカード用のPINの誤入力によって、ICカードが使用できなくなった場合を含める。）

なお、新たに有資格者名簿に登載された者が、ICカードを未取得の間に紙入札を行うことは認めないものとする。

2 前項の場合において、やむを得ず紙入札を申請する場合は、紙入札参加届出書と併せて、ICカードの再発行手続を行っていることが確認できる書類等を提出すること。

3 入札参加者に起因するパソコンの故障等による紙入札による参加は認めない。

4 前項以外のシステム障害の場合において、やむを得ず紙入札を申請する場合は、紙入札参加届出書と併せて、システム障害が入札参加者に起因するものではないことが確認できる書類等を提出すること。

（入札参加の申込）

第8条 一般競争入札参加資格申請書（以下「入札参加申請書」という。）又は公募型指名競争入札参加意向申出書（以下「入札参加意向申出書」という。）は、公告等に記載された参加申込日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

- 2 入札参加申請に必要な書類の提出は、電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札参加申請時に添付するものとする。ただし、公告等において別途指定がある場合は、指定方法により提出するものとする。

【注記】

- 1 添付する書類のサイズについては、ファイルを圧縮するなどして2MB以内に抑えること。ファイルを圧縮する場合は、zip形式又はlzh形式に限るものとし、自己解凍形式（exe形式）等は認めない。

2 添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

Microsoft Word ファイル	Word2010 形式以下での保存
Microsoft Excel ファイル	Excel2010 形式以下での保存
PDF ファイル	Acrobat10. 0以下で作成したもの
テキストファイル	—

ファイル名に半角の「&」、「,」は利用できない。

3 パソコン等の利用環境によっては、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札参加申請書、入札参加意向申出書及び入札（見積）書等の提出を行うこと。

3 添付した書類に誤り等があった場合、入札参加申込締切日時までに当該入札の契約事務担当課に必ず電話連絡のうえ、文書等で再提出（差替）の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出（差替）ができるものとする。

4 入札参加者は、電子入札に使用するパソコンにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、ウイルス感染のチェックを行わなければならないものとする。添付された書類にウイルス感染があった場合、本市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

（入札（見積）書の提出）

第9条 入札参加者は、電子入札システムにより入札（見積）書を作成し、公告等に記載された入札締切日時までに提出するものとする。

2 合併入札の場合には、金額はすべての案件の合計金額を記載するものとする。

（入札の辞退）

第10条 一般競争入札（政府調達協定対象案件）において入札参加資格確認結果通知受理後（指名競争入札においては指名通知受理後）に入札の辞退を希望する者は、入札締切日時までに電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届の取消・撤回（同一入札案件に参加すること）はできない。

（入札書提出後の入札書の取下げ）

第11条 入札参加者の都合により入札書の提出後に入札書の取下げを希望する場合は、入札締切日時までに、電子入札システムにより入札（見積）書取下申請書を提出するものとする。

なお、入札（見積）書取下申請書を提出した後は、入札（見積）書取下申請書の取消・撤回（再び入札書を提出すること）はできない。

（電子入札システムが利用できない場合の辞退等）

第12条 ICカードの紛失、破損、盗難、名義人の変更、インターネット環境等の障害など、やむを得ない理由により電子入札システムの利用ができない場合において入札の辞退又は入札書の取下げを行うときは、入札締切日時までに入札辞退届又は電子入札（見積）書取下申請書を当該入札の契約事務担当課に持参により提出するものとする。

（開札）

第13条 入札締切日時までに、入札書又は辞退届の提出がない場合（一般競争入札（条件付）の場合を除く。）は、「不参加」として取り扱うものとする。

- 2 開札に当たっては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 3 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合、電子くじによって落札者を決定するものとする。

【注記】

- 1 電子くじの結果は、入札・契約情報で公表するものとする。
- 2 電子くじの機能ロジックは次のとおりである。
 - ① くじとなった案件の契約番号を取得する。
 - ② くじの対象となっている業者の業者コードを取得する。
 - ③ 入札に参加した全業者の入札金額（無効札であっても金額のあるものは含め、辞退、不参加は含めない。）の合計値を計算し求める。
 - ④ ①、②、③を文字列として連結する。

<例> ① 4151000001

② 99000001

③ 13455690

①②③ = $\underbrace{4151000001}_{\text{①値}} \underbrace{99000001}_{\text{②値}} \underbrace{13455690}_{\text{③値}}$

- ⑤ ④のハッシュ値を求める（ハッシュ関数はSHA-1を使用）。

* ハッシュ値とは、ハッシュ関数を使用して任意のデータから生成された一定長のデータのこととて、元データが1ビットでも異なるとまったく異なるデータを生成するという性質から改ざんチェック等に使用されているものである。

- ⑥ くじの対象業者毎に算出したハッシュ値を比較し、値の小さい者から落札者となるべき順番を1番から付与していくものとする。

* ハッシュ値は0~9, A~Fの16文字を用いる16進数で表示され、「0」が一番小さく、「F」が一番大きいことになる。<値の大小関係 小 0123456789ABCDEF 大 >

- 4 本市の都合により、開札予定日時を変更する場合、電子入札での入札参加者に対しては「日時変更通知書」により、紙入札での入札参加者に対しては電話等により連絡するものとし、必要に応じて、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」において公表することとする。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行うことがある。

- 2 再度入札の回数は1回とし、原則としてその前回の入札日の翌開庁日に開札を行うこととする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前回の入札が無効とされた者を除くものとする。
- 4 一般競争入札（政府調達協定対象案件）において紙入札で参加した者については、指定された日時、場所において再度入札に参加するか、又はその前回の開札終了時に入札書を封印の上、入札担当者に預けるものとする。
入札担当者は、入札書を預かる場合、入札参加者立会いのもと別封筒に入れ封印し、保

管するものとする。

(責任範囲)

第15条 電子入札において、入札参加申請書、入札参加意向申出書及び入札（見積）書は、送信データが横浜市電子入札サーバに到着した時点で提出されたものとする。

なお、入札参加者は、入札参加申請書、入札参加意向申出書及び入札（見積）書等の提出後に表示される「受信確認通知」により、送信データの到着を確認し、印刷を行うものとする。

【注記】 送信後、「受信確認通知」の画面が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、再び当該画面が表示されない場合は、当該入札の契約事務担当課に電話連絡を行うものとする。

(免責事項)

第16条 電子入札システムの利用により発生した如何なる損害についても、本市は何ら責任を負わないものとする。

(障害発生時の対応)

第17条 契約事務受任者は、それぞれの権限に属する契約について、システム等の障害により、電子入札の執行が困難な場合、状況を調査し、復旧見込等を総合的に判断し、入札参加申込及び開札の延期又は中止、紙入札への変更など必要な対応をとるものとし、状況に応じて、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」、電子入札システム、電子メール、電話等の手段により入札参加者等に連絡・公表するものとする。

付則

(施行期日)

1 本運用基準は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。

(施行期日)

1 本運用基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 本運用基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 本運用基準は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 本運用基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 本運用基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

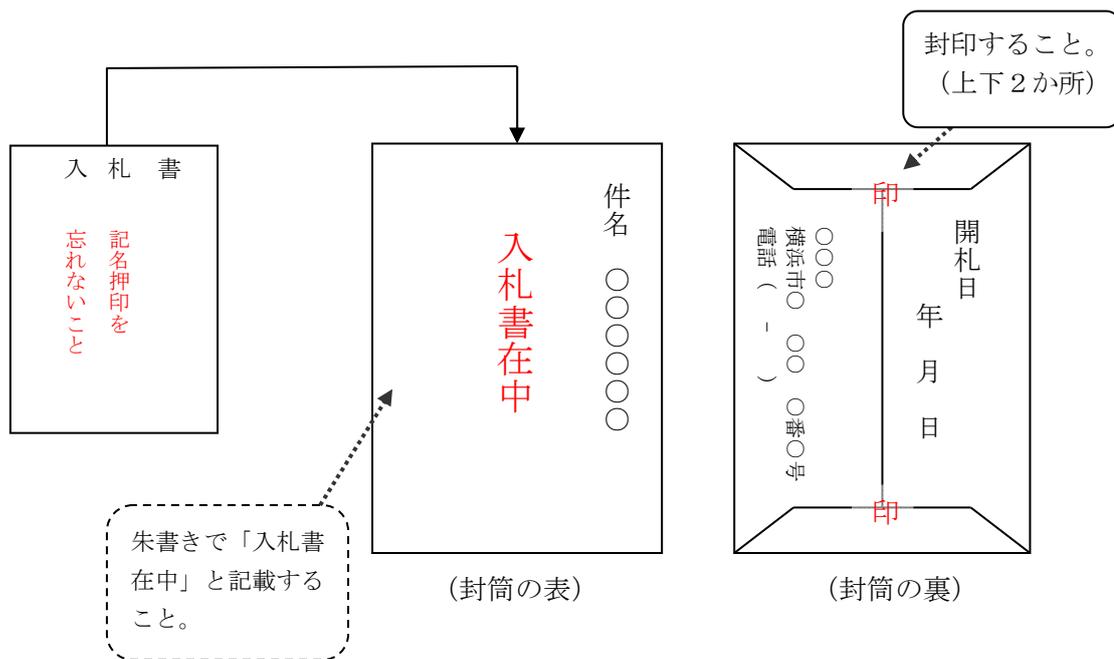
(施行期日)

- 1 本運用基準は、令和元年5月1日から施行する。

(別紙1)

紙入札により電子入札案件に参加する場合には、次のとおり記載された封筒に封入して入札書（記名押印を忘れないこと）を提出しなければなりません。なお、封筒の大きさは指定しません。

また、紙入札で参加し、再度入札において、その前回の入札終了時に入札書を提出する場合も同様とする。



横浜市電子入札における紙入札参加届出書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

職氏名

印

業者コード

下記の電子入札対象案件について、紙入札での入札参加をいたしたく届け出ます。

1 件名	
2 契約番号	
3 開札予定日時	
4 紙入札を行う理由	<input type="checkbox"/> 電子入札システムを利用できない (理由) <input type="checkbox"/> 一般競争入札（政府調達協定対象案件）

（備考）「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

（注意）ICカードの再発行手続きを行っていることが確認できる書類等、又はプロバイダー等の障害であることが確認できる書類等を添付してください。紙入札を行うことについて正当な理由がないと認められる場合は、この届出を受理しない（紙入札を認めない）場合があります。

受領印			
紙入札届出書	一般競争入札参加資格 確認申請書又は入札参 加意向申出書	提出書類（納入（製造） 実績調書等）	入札書